

一般国道２８号（本州四国連絡道路（神戸・鳴門ルート））等に関する協定の 一部を変更する協定

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と本州四国連絡高速道路株式会社は、高速道路株式会社法（平成１６年法律第９９号）第６条第１項及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成１６年法律第１００号）第１３条第１項の規定に基づき、平成１８年３月３１日付けで締結した「一般国道２８号（本州四国連絡道路（神戸・鳴門ルート））等に関する協定」の一部を次のように変更する協定を締結する。

第４条中「別紙１」を「別紙１－１および別紙１－２」に改める。

第５条中「別紙１」を「別紙１－１および別紙１－２」に改める。

第１７条を第１８条とし、第７条から第１６条までを１条ずつ繰り下げ、第６条の次に次の１条を加える。

（無利子貸付けの貸付計画）

第７条 機構が会社に対して行う機構法第１２条第１項第６号の無利子貸付けの貸付計画は、別紙５のとおりとする。

２ 前項の規定にかかわらず、機構が会社に対して行う機構法第１２条第１項第６号の無利子貸付けに係る貸付金の額は、機構が政府から交付された機構法第１２条第１項第６号の補助金に相当する額とする。

第９条中「別紙５」を「別紙６」に改める。

第１０条中「別紙６」を「別紙７」に改める。

第１１条中「平成７２年３月８日」を「平成７２年１月６日」に改める。

第１２条中「別紙７」を「別紙８」に改める。

別紙 1 を別紙 1－1 とし、同別紙を次のとおり改める。

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

本州四国連絡高速道路株式会社が管理する高速道路に係る
高速道路利便増進事業に関する計画 (スマートIC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容及び工事に要する費用に係る債務引受限度額

(1) 工事予算

1,426 百万円(消費税込み)

(2) 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1,606 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 — 百万円(消費税込み))

(3) 個別箇所に関する工事の内容及び工事に要する費用に係る債務引受限度額

個別箇所に関する工事の内容及び工事に要する費用に係る債務引受限度額は、下記のとおりとする。
 ただし、工事予算及び債務引受限度額については、(1)工事予算及び(2)債務引受限度額の内数である。
 また、工事完成後は精算額としている。

(イ) 路線名	(ロ) 工事の箇所	(ハ)工事方法			(ニ)		(ホ) 工事予算 (消費税込み)	(ヘ) 債務引受限度額 (消費税込み)	うち 助成対象 基準額 (消費税込み)	備考
		他の道路との接続位置及び接続の方法			工事の着手及び完成の予定年月日					
		他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	工事の着手 年月日	工事の完成 予定年月日				
一般国道28号(本 州四国連絡道路 (神戸・鳴門ルー ト))	兵庫県洲本 市	市道中川原 インター東 線・同西線	兵庫県洲本 市	立体接続	平成25年 7月1日	平成30年 3月31日	1, 426百万円	1, 606百万円	—	本線 直結型

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

一般国道30号(本州四国連絡道路(児島・坂出ルート))(坂出北スマートIC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道30号(本州四国連絡道路(児島・坂出ルート))

(2) 工事の箇所

香川県坂出市

(3) 工事方法

(イ) ほかの道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備考
県道瀬居坂出港線	香川県坂出市	立体接続	(仮称)坂出北スマートインターチェンジ

(4) 工事予算

3,103 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手(予定)年月日 平成 29 年 9 月 1 日

②工事の完成予定年月日 平成 37 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

3,648 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 — 百万円)(消費税込み)

別紙 3 を次のとおり改める。

別紙3

(協定第5条第2項関連)

(機構法第13条第1項第4号に定める協定記載事項)

修繕に係る工事に要する費用に係る 債務引受限度額

修繕に係る工事に要する費用に係る債務引受限度額

(消費税込み)

年度	債務引受限度額
H 1 8	1,135 百万円
H 1 9	4,509 百万円
H 2 0	4,337 百万円
H 2 1	5,665 百万円
H 2 2	5,438 百万円
H 2 3	4,197 百万円
H 2 4	3,663 百万円
H 2 5	8,767 百万円
H 2 6	11,343 百万円
H 2 7	12,181 百万円
H 2 8	6,958 百万円
H 2 9	14,052 百万円
H 3 0	10,545 百万円
H 3 1	11,788 百万円
H 3 2	13,873 百万円
H 3 3	9,313 百万円
H 3 4	8,840 百万円
H 3 5	9,188 百万円
H 3 6	9,105 百万円
H 3 7	8,711 百万円
H 3 8	8,602 百万円
H 3 9	8,926 百万円
H 4 0	8,858 百万円
H 4 1	8,582 百万円
H 4 2	8,531 百万円
H 4 3	6,881 百万円
H 4 4	6,940 百万円
H 4 5	6,877 百万円
H 4 6	6,747 百万円
H 4 7	6,672 百万円
H 4 8	6,521 百万円
H 4 9	6,335 百万円
H 5 0	6,502 百万円
H 5 1	6,353 百万円
H 5 2	6,748 百万円
H 5 3	6,715 百万円
H 5 4	6,660 百万円
H 5 5	6,296 百万円
H 5 6	6,551 百万円
H 5 7	6,183 百万円
H 5 8	6,276 百万円
H 5 9	6,488 百万円
H 6 0	6,735 百万円
H 6 1	6,456 百万円
H 6 2	6,552 百万円
H 6 3	7,141 百万円
H 6 4	7,396 百万円
H 6 5	7,594 百万円
H 6 6	7,348 百万円
H 6 7	7,531 百万円
H 6 8	7,425 百万円
H 6 9	7,305 百万円
H 7 0	7,133 百万円
H 7 1	5,650 百万円

(注1) H18年度からH28年度までは実績値を記載している。

(注2) 上記記載の債務引受限度額については、限度額に残余が生じた場合は、繰り越しを認めるものとする。

別紙 4 を次のとおり改める。

別紙4

(協定第6条第1項関連)

(機構法第13条第1項第5号に定める協定記載事項)

災害復旧に要する費用に係る 債務引受限度額

災害復旧に要する費用に係る債務引受限度額

(消費税込み)

債務引受限度額	12,377 百万円
---------	------------

別紙 7 を別紙 8 とし、同別紙を次のとおり改める。

4 のうち、「平成 7 2 年 3 月 8 日」を「平成 7 2 年 1 月 6 日」に改める。

5 の次に次の一文を加える。

6 その他

インターチェンジ等の名称に変更がある場合には、事前に独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に届け出るものとする。

別表 2、別表 4、別表 6 及び別表 7 中「中川原スマート」を「淡路島中央スマート」に改める。

別表 2 中（2）を次のとおり改める。

（2） 瀬戸中央自動車道（早島インターチェンジ・坂出インターチェンジ間）

（軽自動車等）

					早島
					水島
					児島
					与島PA
					坂出北
坂出	130.406	1,523.810	2,714.286	2,952.381	3,142.858

（普通車）

					早島
					水島
					児島
					与島PA
					坂出北
坂出	163.008	1,857.143	3,380.953	3,714.286	3,904.762

（中型車）

					早島
					水島
					児島
					与島PA
					坂出北
坂出	195.610	2,238.096	4,095.239	4,428.572	4,714.286

（大型車）

					早島
					水島
					児島
					与島PA
					坂出北
坂出	268.963	3,095.239	5,619.048	6,095.239	6,476.191

（特大車）

					早島
					水島
					児島
					与島PA
					坂出北
坂出	448.272	5,619.048	10,142.858	10,952.381	11,571.429

別表３中（１）を次のとおり改める。

（１） 瀬戸中央自動車道（早島インターチェンジ・坂出インターチェンジ間）

（軽自動車等）

							早島
						水島	
					児島		
				樫石島	428.572	666.667	857.143
			岩黒島	380.953	809.524	1,047.620	1,238.096
		与島、与島PA	380.953	761.905	1,190.477	1,428.572	1,619.048
	坂出北	1,428.572	1,857.143	2,190.477			
坂出	130.406	1,523.810	1,904.762	2,285.715			

別紙 6 を別紙 7 とし、同別紙を次のとおり改める。

計画料金収入の額

本州四国連絡高速道路株式会社における計画料金収入

(消費税込み)

年度	計画料金収入
H18	(75,422 百万円) 78,335 百万円
H19	(75,021 百万円) 78,320 百万円
H20	(72,084 百万円) 74,240 百万円
H21	(54,982 百万円) 54,268 百万円
H22	(54,506 百万円) 56,375 百万円
H23	(53,810 百万円) 61,954 百万円
H24	(56,893 百万円) 64,828 百万円
H25	(55,949 百万円) 65,990 百万円
H26	(62,880 百万円) 64,811 百万円
H27	(61,476 百万円) 66,967 百万円
H28	(62,345 百万円) 67,652 百万円
H29	61,974 百万円
H30	56,199 百万円
H31	54,695 百万円
H32	52,927 百万円
H33	51,357 百万円
H34	49,807 百万円
H35	48,235 百万円
H36	75,649 百万円
H37	75,177 百万円
H38	74,701 百万円
H39	74,435 百万円
H40	73,764 百万円
H41	73,302 百万円
H42	72,842 百万円
H43	71,953 百万円
H44	70,686 百万円
H45	69,633 百万円
H46	68,595 百万円
H47	67,757 百万円
H48	66,565 百万円
H49	65,574 百万円
H50	64,595 百万円
H51	63,809 百万円
H52	62,684 百万円
H53	61,749 百万円
H54	60,832 百万円
H55	60,088 百万円
H56	59,030 百万円
H57	58,150 百万円
H58	57,285 百万円
H59	56,585 百万円
H60	55,590 百万円
H61	54,762 百万円
H62	53,947 百万円
H63	53,287 百万円
H64	52,351 百万円
H65	51,572 百万円
H66	50,801 百万円
H67	50,182 百万円
H68	49,301 百万円
H69	48,566 百万円
H70	47,841 百万円
H71	36,159 百万円

(注1) 平成18年度から平成28年度までの上段()内は計画値、下段は実績値を記載している。

別紙 5 を別紙 6 とし、同別紙を次のとおり改める。

別紙6

(協定第8条第1項関連)

(機構法第13条第1項第7号に定める協定記載事項)

道路資産の貸付料の額

本州四国連絡高速道路株式会社に対する道路資産の貸付料

(消費税込み)

年度	貸付料				
		うち土地・家屋分	うち構築物等分		
			うち盛土・切土・のり面構築物等分	うち橋梁・トンネル等分	
H18	(58,545 百万円) 60,704 百万円	(2,489 百万円) 2,597 百万円	(47,289 百万円) 49,340 百万円	(4,629 百万円) 4,830 百万円	(42,660 百万円) 44,510 百万円
H19	(57,759 百万円) 60,308 百万円	(2,450 百万円) 2,577 百万円	(46,542 百万円) 48,964 百万円	(4,556 百万円) 4,793 百万円	(41,986 百万円) 44,171 百万円
H20	(54,980 百万円) 56,415 百万円	(2,311 百万円) 2,382 百万円	(43,902 百万円) 45,266 百万円	(4,298 百万円) 4,431 百万円	(39,604 百万円) 40,835 百万円
H21	(37,795 百万円) 37,631 百万円	(1,451 百万円) 1,443 百万円	(27,577 百万円) 27,421 百万円	(2,700 百万円) 2,685 百万円	(24,877 百万円) 24,736 百万円
H22	(37,196 百万円) 38,520 百万円	(1,421 百万円) 1,473 百万円	(27,008 百万円) 27,978 百万円	(2,644 百万円) 2,739 百万円	(24,364 百万円) 25,239 百万円
H23	(37,523 百万円) 45,129 百万円	(1,572 百万円) 1,990 百万円	(27,087 百万円) 34,275 百万円	(2,093 百万円) 2,649 百万円	(24,994 百万円) 31,626 百万円
H24	(40,644 百万円) 48,011 百万円	(1,777 百万円) 2,181 百万円	(30,655 百万円) 37,618 百万円	(2,367 百万円) 2,904 百万円	(28,288 百万円) 34,714 百万円
H25	(39,461 百万円) 48,943 百万円	(1,712 百万円) 2,232 百万円	(29,537 百万円) 38,499 百万円	(2,280 百万円) 2,972 百万円	(27,257 百万円) 35,527 百万円
H26	(46,375 百万円) 47,677 百万円	(2,073 百万円) 2,144 百万円	(35,812 百万円) 37,043 百万円	(2,762 百万円) 2,857 百万円	(33,050 百万円) 34,186 百万円
H27	(44,210 百万円) 49,086 百万円	(1,954 百万円) 2,218 百万円	(33,734 百万円) 38,346 百万円	(2,594 百万円) 2,946 百万円	(31,140 百万円) 35,400 百万円
H28	(44,264 百万円) 48,948 百万円	(1,957 百万円) 2,209 百万円	(33,841 百万円) 38,219 百万円	(2,600 百万円) 2,934 百万円	(31,241 百万円) 35,285 百万円
H29	43,834 百万円	1,923 百万円	33,272 百万円	2,554 百万円	30,718 百万円
H30	38,079 百万円	1,609 百万円	27,831 百万円	2,137 百万円	25,694 百万円
H31	36,500 百万円	1,523 百万円	26,338 百万円	2,022 百万円	24,316 百万円
H32	34,964 百万円	1,439 百万円	24,886 百万円	1,910 百万円	22,976 百万円
H33	33,882 百万円	1,379 百万円	23,864 百万円	1,832 百万円	22,032 百万円
H34	32,185 百万円	1,287 百万円	22,259 百万円	1,709 百万円	20,550 百万円
H35	30,907 百万円	1,217 百万円	21,051 百万円	1,616 百万円	19,435 百万円
H36	58,459 百万円	2,723 百万円	47,097 百万円	3,616 百万円	43,481 百万円
H37	58,110 百万円	2,703 百万円	46,768 百万円	3,590 百万円	43,178 百万円
H38	57,757 百万円	2,684 百万円	46,434 百万円	3,565 百万円	42,869 百万円
H39	57,527 百万円	2,672 百万円	46,216 百万円	3,548 百万円	42,668 百万円
H40	56,802 百万円	2,632 百万円	45,531 百万円	3,495 百万円	42,036 百万円
H41	56,427 百万円	2,611 百万円	45,177 百万円	3,468 百万円	41,709 百万円
H42	56,000 百万円	2,588 百万円	44,773 百万円	3,437 百万円	41,336 百万円
H43	54,959 百万円	2,531 百万円	43,789 百万円	3,362 百万円	40,427 百万円
H44	53,785 百万円	2,467 百万円	42,679 百万円	3,276 百万円	39,403 百万円
H45	52,791 百万円	2,413 百万円	41,739 百万円	3,204 百万円	38,535 百万円
H46	51,610 百万円	2,348 百万円	40,623 百万円	3,119 百万円	37,504 百万円
H47	50,852 百万円	2,307 百万円	39,906 百万円	3,064 百万円	36,842 百万円
H48	49,721 百万円	2,245 百万円	38,837 百万円	2,981 百万円	35,856 百万円
H49	48,697 百万円	2,189 百万円	37,869 百万円	2,907 百万円	34,962 百万円
H50	47,611 百万円	2,130 百万円	36,842 百万円	2,828 百万円	34,014 百万円
H51	46,997 百万円	2,096 百万円	36,262 百万円	2,784 百万円	33,478 百万円
H52	45,716 百万円	2,026 百万円	35,051 百万円	2,691 百万円	32,360 百万円
H53	44,916 百万円	1,982 百万円	34,295 百万円	2,633 百万円	31,662 百万円
H54	44,169 百万円	1,942 百万円	33,588 百万円	2,579 百万円	31,009 百万円
H55	43,632 百万円	1,912 百万円	33,081 百万円	2,540 百万円	30,541 百万円
H56	42,701 百万円	1,861 百万円	32,201 百万円	2,472 百万円	29,729 百万円
H57	41,835 百万円	1,814 百万円	31,382 百万円	2,409 百万円	28,973 百万円
H58	41,203 百万円	1,780 百万円	30,784 百万円	2,363 百万円	28,421 百万円
H59	40,610 百万円	1,747 百万円	30,224 百万円	2,320 百万円	27,904 百万円
H60	39,820 百万円	1,704 百万円	29,477 百万円	2,263 百万円	27,214 百万円
H61	38,724 百万円	1,644 百万円	28,441 百万円	2,183 百万円	26,258 百万円
H62	38,132 百万円	1,612 百万円	27,881 百万円	2,140 百万円	25,741 百万円
H63	37,538 百万円	1,579 百万円	27,320 百万円	2,097 百万円	25,223 百万円
H64	36,464 百万円	1,521 百万円	26,304 百万円	2,019 百万円	24,285 百万円
H65	35,546 百万円	1,470 百万円	25,437 百万円	1,953 百万円	23,484 百万円
H66	34,637 百万円	1,421 百万円	24,577 百万円	1,887 百万円	22,690 百万円
H67	33,880 百万円	1,379 百万円	23,862 百万円	1,832 百万円	22,030 百万円
H68	32,859 百万円	1,324 百万円	22,896 百万円	1,758 百万円	21,138 百万円
H69	31,986 百万円	1,276 百万円	22,071 百万円	1,694 百万円	20,377 百万円
H70	31,121 百万円	1,229 百万円	21,253 百万円	1,632 百万円	19,621 百万円
H71	16,150 百万円	521 百万円	9,020 百万円	692 百万円	8,328 百万円

(注1)平成18年度から平成28年度の上段()内は計画値、下段は実績値を記載している。

別紙 5 として次の別紙を加える。

別紙5

(協定第7条第1項関連)

(機構法第13条第1項第6号に定める協定記載事項)

無利子貸付けの貸付計画

本州四国連絡高速道路株式会社に対する無利子貸付けの貸付計画

年度	無利子貸付計画額
H 2 9	6 百万円
H 3 0	6 百万円
H 3 1	84 百万円
H 3 2	261 百万円
H 3 3	281 百万円
H 3 4	301 百万円
H 3 5	321 百万円
H 3 6	291 百万円
H 3 7	0 百万円
H 3 8	0 百万円
H 3 9	0 百万円
H 4 0	0 百万円
H 4 1	0 百万円
H 4 2	0 百万円
H 4 3	0 百万円
H 4 4	0 百万円
H 4 5	0 百万円
H 4 6	0 百万円
H 4 7	0 百万円
H 4 8	0 百万円
H 4 9	0 百万円
H 5 0	0 百万円
H 5 1	0 百万円
H 5 2	0 百万円
H 5 3	0 百万円
H 5 4	0 百万円
H 5 5	0 百万円
H 5 6	0 百万円
H 5 7	0 百万円
H 5 8	0 百万円
H 5 9	0 百万円
H 6 0	0 百万円
H 6 1	0 百万円
H 6 2	0 百万円
H 6 3	0 百万円
H 6 4	0 百万円
H 6 5	0 百万円
H 6 6	0 百万円
H 6 7	0 百万円
H 6 8	0 百万円
H 6 9	0 百万円
H 7 0	0 百万円
H 7 1	0 百万円

別紙特2を次のとおり改める。

特定更新等工事に係る工事に要する費用に係る
債務引受限度額

特定更新等工事に係る工事に要する費用に係る債務引受限度額

(消費税込み)

年度	債務引受限度額
H 2 7	96百万円
H 2 8	53百万円
H 2 9	2, 116百万円
H 3 0	1, 610百万円
H 3 1	2, 003百万円
H 3 2	2, 178百万円
H 3 3	2, 151百万円
H 3 4	2, 166百万円
H 3 5	2, 133百万円
H 3 6	2, 220百万円
H 3 7	2, 148百万円
H 3 8	2, 213百万円
H 3 9	2, 197百万円
H 4 0	2, 094百万円
H 4 1	2, 152百万円

- (注 1) 平成 2 7 年度から平成 2 8 年度までは実績値を記載している。
- (注 2) 上記記載の債務引受限度額については、限度額に残余が生じた場合は、繰り越しを認めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書 2 通を作成し、記名押印の上、各々 1 通を保有する。

平成 2 9 年 8 月 4 日

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
理 事 長 勢 山 廣 直

本州四国連絡高速道路株式会社
代表取締役社長 三 原 修 二